令和８年12月定例会
議 案 参 考 資 料

八尾市火災予防条例の一部改正
新旧対照表

現　　行	改　正　案
第１条～第20条の２　略	第１条～第20条の２　略
（液体燃料を使用する器具）	（液体燃料を使用する器具）
第21条　略	第21条　略
２　略	２　略
	３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。
（固体燃料を使用する器具）	（固体燃料を使用する器具）
第22条　略	第22条　略
２　略	２　略
	３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。
（気体燃料を使用する器具）	（気体燃料を使用する器具）
第23条　略	第23条　略
２　略	２　略
	３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第21条第３項の規定を準用する。
（電気を熱源とする器具）	（電気を熱源とする器具）
第24条　略	第24条　略
２　略	２　略
	３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第21条第３項の規定を準用する。
第25条～第77条　略	第25条～第77条　略